

## 国立大学法人東北大学教員の任期に関する規程

平成16年4月1日  
規 第 7 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)

第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人東北大学における教員(国立大学法人東北大学職員就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。)の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めて任用する教員の職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の教育研究組織等、職、任期、再任に関する事項等は、別表に掲げるとおりとする。

(退職の自由)

第3条 任期を定めて任用されている教員は、当該任期中(当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。)であっても、その意思により退職することができるものとする。

(定年による任期の末日)

第4条 別表に掲げる任期(再任の場合の任期を含む。以下同じ。)により任用した場合の任期の末日が、国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年規第46号。以下「就業規則」という。)第22条第1号に規定する定年年齢に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)以後となる者の任期については、その定年退職日をもって任期の末日とする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、次の各号に掲げる者について適用する。

一 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に任用される者

二 施行日の前日に、旧任期規程(法人化に伴う関係規程の整備に関する規程(平成16年規第274号)の規定による廃止前の東北大学教員の任期に関する規程(平成10年規第10号)をいう。以下同じ。)に基づき任期を定めて任用されていた教員で、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定によりこの規程の施行日において本学の職員となった者(同日において任期の定めのない教員に任用される者を除く。)

2 前項第2号に掲げる者の任期については、別表に掲げる任期欄の任期にかかわらず、その任期の末日を旧任期規程に基づき任用された際に定められた任期の末日までとする。

附 則(平成16年10月26日規第309号改正)

1 この規程は、平成16年10月26日から施行し、改正後の別表高等教育開発推進センターの項の規定は、平成16年10月1日以後に任用(平成16年9月30日に大学教育研究センター(以下「旧センター」という。)において任期を定めて任用されていた者の高等教育開発推進センター(以下「新センター」という。)への配置換を除く。)される者について適用する。ただし、別表大学院工学研究科の項に都市・建築学専攻の全講座の項を加える改正規定は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に任用される者について適用する。

2 平成16年9月30日に旧センターにおいて任期を定めて任用されていた者で、平成16年10月1日に新センターにおいて任用されるものの任期及び再任に関する事項については、なお従前の

例による。

附 則（平成17年4月1日規第75号改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、改正後の別表大学院生命科学研究科、大学院環境科学研究科及び金属材料研究所の項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以降に任用される者（施行日の前日において、大学院理学研究科附属浅虫海洋生物学研究センター及び大学院生命科学研究科において任用されていた者並びに金属材料研究所の附属新素材設計開発施設（以下「旧施設」という。）において任用されていた者で任期の定めのないものを除く。）について適用する。
- 2 施行日の前日に旧施設において任期を定めて任用されていた者で、施行日に引き続き金属材料研究所の附属金属ガラス総合研究センターにおいて任用されるものの任期については、別表金属材料研究所の項の規定にかかわらず、同項任期欄の任期から旧施設において在職した期間を控除した期間とする。

附 則（平成18年3月17日規第48号改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行し、改正後の別表大学院情報科学研究科の項の規定は、この規程の施行の日以降に任用される者について適用する。

附 則（平成19年4月1日規第38号改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、次に掲げる者については、適用しない。
  - 一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において任期の定めのない者（施行日以後に昇任され、又は所属を異にして配置換される者及び工学研究科において平成20年4月1日以後に助手から助教に配置換される者を除く。）
  - 二 施行日の前日に任期を定めて任用されていた講師（多元物質科学研究所の講師を除く。）及び助手で、施行日において引き続き当該職に在職するもの
  - 三 施行日に多元物質科学研究所の准教授、講師及び助教に任用されるものとして選考された者で、当該選考が平成19年1月18日以前に行われたもの
- 2 施行日の前日に改正前の別表（多元物質科学研究所の項を除く。以下この項において同じ。）の規定により任期を定めて任用されていた助教授又は助手で、施行日以後にそれぞれ准教授又は助教に配置換されるものの任期については、改正後の別表任期欄の規定にかかわらず、その任期の末日を改正前の別表の規定により任用された際に定められた任期の末日までの期間とする。
- 3 施行日の前日に改正前の別表流体科学研究所の項の規定により任期を定めて任用されていた助教授又は助手で、施行日にそれぞれ同研究所の准教授又は助教に配置換されるものの再任に関する事項については、改正後の同項再任に関する事項欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日に改正前の別表多元物質科学研究所の項の規定により任期を定めて任用されていた助教授、講師又は助手で、施行日にそれぞれ同研究所の准教授若しくは助教に配置換されるもの又は引き続き同研究所に講師として在職するものについては、改正後の同項の規定にかかわらず、施行日において任期の定めのない者とする。

附 則（平成19年12月4日規第140号改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表

教育研究組織等				職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等	研究分野等	職務内容等				
大学院文学研究科	全講座			助教	3年	再任は不可	法第4条第1項第2号
大学院医学系研究科及び病院	全講座、附属動物実験施設、附属創生応用医学研究センター、医科診療部門、中央診療施設（技工室を除く。） 特殊診療施設（総合歯科診療部、感染予防対策治療部、顎口腔機能治療部、障害者歯科治療部、高齢者歯科治療部、顎顔面口腔再建治療部を除く。）及び薬剤部			教授	10年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は7年とする。	法第4条第1項第1号
				准教授	7年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は5年とし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				講師	7年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は5年とし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				助教	6年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は4年とし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				助手	6年	再任は可	法第4条第1項第1号
大学院工学研究科	機械システムデザイン工学専攻先進機械システムデザイン工学講座	先進機械システムデザイン工学 分野 先進機械システムデザイン工学 分野		准教授	7年	再任は不可	法第4条第1項第1号
	ナノメカニクス専攻先進ナノメカニクス講座	先進ナノメカニクス 分野 先進ナノメカニクス 分野					
	航空宇宙工学専攻先進航空宇宙工学講座	先進航空宇宙工学 分野 先進航空宇宙工学 分野					
	バイオロボティクス専攻先進バイオロボティクス講座	先進バイオロボティクス 分野 先進バイオロボティクス 分野					
	機械システムデザイン工学専攻、ナノメカニクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻及びバイオロボティクス専攻の全講座、附属エネルギー安全科学国際研究センター並びに附属マイクロ・ナノマシンング研究教育センター						

	電気・通信工学専攻及び電子工学専攻の全講座			助教	6年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は3年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
	応用物理学専攻の全講座			助教	7年	再任は可。ただし、2回を限度とし、その場合の任期は、1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。	法第4条第1項第1号
				助手	7年	再任は可。ただし、2回を限度とし、その場合の任期は、1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。	法第4条第1項第1号
	化学工学専攻プロセスシステム工学講座	プロセス制御工学分野		准教授	7年	再任は不可	法第4条第1項第1号
	応用化学専攻、化学工学専攻及びバイオ工学専攻の全講座並びに附属超臨界溶媒工学研究センター			助教	5年	再任は可。ただし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号
	金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料学専攻及び材料システム工学専攻の全講座			准教授	10年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は7年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				助教	5年	再任は可。ただし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				助手	5年	再任は可。ただし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号
	土木工学専攻の全講座及び附属災害制御研究センター			助教	5年	再任は可。ただし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
	都市・建築学専攻の全講座			准教授	10年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は5年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				助教	5年	再任は可。ただし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				助手	5年	再任は可。ただし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
	技術社会システム専攻の全講座			助教	6年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は4年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
大学院情報科学研究科	全講座		自らが定めた研究目標に係る研究等に従事	准教授	7年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は1年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				講師	7年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は1年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号

				助教	6年 (情報科学研究科の助手から引き続き任用される者については、6年から当該助手として在職した期間を控除した期間(3年に満たない場合は3年))	再任は不可	法第4条第1項第1号
				助手	6年	再任は不可	法第4条第1項第1号
大学院生命科学研究所	全講座及び附属浅虫海洋生物学研究センター			助教	5年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は3年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
大学院環境科学研究科	全講座			准教授	7年	再任は不可	法第4条第1項第1号
				助教	5年	再任は可。ただし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				助手	1年	再任は可。ただし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号
金属材料研究所	全研究部門(客員研究部門を除く。)、附属量子エネルギー材料科学国際研究センター、附属金属ガラス総合研究センター、附属強磁場超伝導材料研究センター及び附属材料科学国際フロンティアセンター			教授	10年	再任は可	法第4条第1項第1号
				准教授	10年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は5年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				講師	10年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は5年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
				助教	7年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は3年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
加齢医学研究所	全研究部門	全研究分野 (客員研究分野を除く。)		講師	6年	再任は可	法第4条第1項第1号
				助教	6年	再任は可	法第4条第1項第2号
	附属医用細胞資源センター及び附属ゲノムリサーチセンター					助教	6年

流体科学 研究所	全研究部門及び附属流 体融合研究センター	全研究分野 (客員研究分 野を除く。)及 び全研究部	研究分野又 は研究部が 定める研究 等に従事	准教授	10年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は2 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号	
			自らが定め た研究目標 に係る研究 等に従事	准教授	7年	再任は不可	法第4条第 1項第1号	
				講師	3年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は2 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号	
				助教	8年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は2 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号	
電気通信 研究所	全研究部門(情報デバ イス研究部門物性情報 工学研究分野及び人間 情報システム研究部門 通信環境工学研究分野 を除く。) 附属ナノ・ スピン実験施設及び附 属ブレインウェア実験 施設(ブレインアーキ テクチャ研究部を除 く。)		自らが定め た研究目標 に係る研究 等に従事	准教授	7年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は1 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号	
				助教	6年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は3 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号	
				助手	6年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は3 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号	
	情報デバイス研究部門	物性情報工学 研究分野			教授	7年	再任は不可	法第4条第 1項第1号
					准教授	5年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は2 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号
					助教	5年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は2 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号
					助手	5年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は2 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号
	人間情報システム研究 部門	通信環境工学 研究分野			教授	7年	再任は不可	法第4条第 1項第1号
					准教授	5年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は2 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号
					助教	5年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は2 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号
				助手	5年	再任は可。ただし、再 任の場合の任期は2 年とし、1回を限度と する。	法第4条第 1項第1号	
附属ブレインウェア実 験施設	ブレインアー キテクチャ研			教授	7年	再任は不可	法第4条第 1項第1号	

		究部		准教授	5年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号	
				助教	5年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号	
				助手	5年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号	
	附属二十一世紀情報通信研究開発センター				教授	3年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
					准教授	3年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
					助教	3年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
					助手	3年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
多元物質科学研究所	全研究部門及び全附属研究施設	全研究分野（客員研究分野を除く。）及び全研究部（客員研究部を除く。）		准教授	7年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は、5年とする。	法第4条第1項第1号	
				講師	7年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は、5年とする。	法第4条第1項第1号	
				助教	7年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は、5年とする。	法第4条第1項第2号	
東北アジア研究センター	全研究部門			准教授	7年	再任は不可	法第4条第1項第1号	
				助教	3年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は2年とし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号	
				助手	2年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は1年とし、2回を限度とする。	法第4条第1項第1号	
高等教育開発推進センター	全学教育推進部	語学教育室		講師	3年	再任は可。ただし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号	
学術資源研究公開センター				助教	5年	再任は可	法第4条第1項第2号	
情報シナジー機構情報シナジーセンター				准教授	10年	再任は可。ただし、再任の場合の任期は5年とし、1回を限度とする。	法第4条第1項第1号	
				助教	3年	再任は可。ただし、1回を限度とする。	法第4条第1項第2号	

環境保全 センター				助教	5年	再任は可。ただし、2 回を限度とする。	法第4条第 1項第1号
--------------	--	--	--	----	----	------------------------	----------------